

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 1 月 7 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 8 0 - 0 2 0 0 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（橋梁下部）
質 問 事 項	
1. 土木工事標準積算基準は令和 7 年 10 月 1 日または令和 7 年 1 月 20 日のどちらを採用されておりますでしょうか。 2. 週休 2 日交替制適用工事の補正係数は令和 7 年度改定版（令和 7 年 10 月 1 日以降に起工する工事に適用）と考えてよろしいでしょうか。 3. 本工事費内訳書 躯体コンクリート（頁 0-0008）において、仕様が 24-12-25（20）-55%H となっておりますが、施工 第 0-0050 号表 コンクリート（頁 0-0076）では、24-12-25 高炉 W/C55%となっております。どちらを適用すればよろしいでしょうか。 4. 施工 第 0-0036 号表 送気運転設備（頁 0-0064）において、送気設備運転工が 2 方/日 24 時間 特殊作業員（11 時間/方）2 交代、数量 3 人となっております。 日本圧気技術協会のニューマチックケーソン工法積算資料（令和 7 年 4 月）P40（注）2. には、「1 組（1 人）9 時間勤務とし、3 組の 24 時間勤務体制とする。」と示されております。労務単価の補正については 11 時間/方とし、1 日 3 人計上すると考えてよろしいでしょうか。 5. 特記仕様書第 32 章その他（24 頁）に「6. 近接する家屋に配慮し、振動及び騒音の抑制に配慮すること。」と記載されております。送気設備の騒音について協議の結果、防音ハウスが必要となった場合、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	

6. 特記仕様書第32章その他(24頁)において、「7. ニューマチックケーソン作業時の電力設備用工事負担金については、協議する。」と記載されております。協議の結果、電圧降下対策(フリッカー対策)が必要となった場合、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。
7. 特記仕様書 第10章 総則 14 作業工程(8頁)について、「作業は、ニューマチックケーソン施工時は昼夜間とし、時間帯は8時～20時までと20時～8時までとする。」と記載されております。
工種による作業時間は、広畑橋P1橋脚 ニューマチックケーソン工 数量計算書の巻末資料の「広畑橋 P1 橋脚下部工工事工程表」(41頁)の工程算出条件に示すとおり、
躯体構築：昼間1交替(8:00～17:00)
沈下掘削：夜間2交替(16:00～1:00、24:00～9:00)
と考えてよろしいでしょうか。
8. 酸素欠乏症等防止規則には、圧気工事施工場所より半径1km以内の井戸調査の規定があります。本工事において実施するものとお考えでしょうか。実施する場合、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。
9. 関連工事の遅れ等により工事着手が遅れた場合、工期延長は可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 土木工事標準積算基準は令和7年1月20日(令和7年7月1日一部改正)です。
2. 週休2日等工事試行要領(一部改定 令和6年12月19日 6企技第1008号)を適用して積算しています。
3. 金抜設計書、特記仕様書、図面等を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」「kinnuki4.xlsx」「zumen2.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表を御確認願います。
4. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」「kinnuki4.xlsx」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表を御確認願います。
5. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
7. 特記仕様書を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」「kinnuki4.xlsx」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表を御確認願います。
8. 必要に応じ、本工事において実施する場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
9. 受注者の責めに帰することができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 1 月 7 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 8 0 - 0 2 0 0 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（橋梁下部）
質 問 事 項	
1. 本工事は非湧水期施工の制限は無く通期施工可能ということによろしいでしょうか。 2. 数量総括表 4 1 項の工程表には準備工から片付工までで 2 6 4 日と記載がありますが、入札公告の完成期限には 3 5 2 日間と記載されており乖離があります。何か理由があるのでしょうか。 3. 入札公告の完成期限 3 5 2 日間の工期で工程を設定してよろしいでしょうか。 4. 数量総括表 4 1 項の工程表では仮栈橋工が準備工の後に施工する旨記載がありますが、準備工後に施工しなければならない制約等あるのでしょうか。 5. 仮栈橋工の施工時期をご教示願います。 6. 施工内訳表-頁 64 の送気設備運転について、特殊作業員が 2 交代で 3 名計上されておりますが、日本圧気技術協会の資料によると運転日数 1 日当たり 1 人×3 組（方）となりますので 3 交代の労務補正となるのではないのでしょうか。また、同資料によると電工の単価は 2 交代の補正単価ではなく、補正のない基準額となっておりますが、このまま特殊作業員、電工共 2 交代単価での計上でよろしいのでしょうか。ご教示願います。	
回 答 事 項	
1. 御理解のとおりです。 2. P 1 橋脚ケーソン基礎数量計算書 4 1 頁の工程表はケーソン設備使用期間及び損料日数を算出するためのものであり、工期は 3 5 2 日間です。 3. 御理解のとおりです。 4. 制約はありません。 5. 施工時期に指定はありません。 6. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」「kinnuki4.xlsx」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表を御確認願います。	